

大東監告示第3号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和5年6月2日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

令和5年度 第1回 定期監査等の結果報告

1. 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項の規定により、本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、大東市監査基準（令和2年大東監第5号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の対象

監査の対象は、都市経営部（都市政策課、資産経営課、市営住宅管理課）及び都市整備部（開発指導課、交通政策課、道路課、みどり課、駅周辺整備課、水政課）が所管する令和4年度の事務及び事業全般とした。

3. 監査の期間

令和5年1月11日から令和5年5月22日まで

4. 監査の着眼点

本監査は、大東市監査基準に基づき、例規に合致しているか否かのほか、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、市民の視点に立ち検証を行った。

5. 監査の実施内容

大東市監査基準に基づき、都市経営部及び都市整備部の各課が所管する令和4年度の事務事業について、関係する帳簿及び保管する文書の提出を求め、これらを基に文書を提出した部署から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行について監査を行った。

6. 監査の結果

概ね適正に事務が執行され、最少の経費で最大の効果をあげるよう努めていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記のとおり指摘を行う。

(1) 随意契約について

【都市政策課、開発指導課、交通政策課、道路課、みどり課、水政課】

旧財産管理課から原課に委任された契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を理由とする随意契約が非常に多く活用されている。勿論、条例で決まっている額以下であれば適法ではあるが、1つの契約を随意契約できるように分割したと疑念を感じる契約が幾つか見受けられ、随意契約の上限近くの額の契約が数多く、設計金額と契約金額が一致する契約も偶然の一致にしては数が多く、作為の疑念が感じられる。又契約書と仕様書の記載内容が現実と部分的に乖離しているものもあった。契約事務については、市民の視点で、些かも疑念を持たれないような取り組みを検討されたい。

なお、契約関連の起案書の中で、随意契約の見積りを1社しか徴取していなかったり、施行理由、随契理由、委託理由、施行内容のいずれかが欠落していたり、混同して記載されているものが数多く見られた。その他随意契約の根拠条文を示していないものや、施行起案で随意契約の相手方を記載しているものもあった。個々の起案書が正確に作成できるよう責任者の再確認を含めた体制の整備を確立されたい。

(2) 適切な文書処理について

【市営住宅管理課、交通政策課、道路課、みどり課、駅周辺整備課、水政課】

文書事務について、起案書に記載すべき日付や事項が欠落していたものが多数見られた。その他受領した文書が課内で回覧されていないもの、契約書の行がずれて紙面のレイアウトが狂ってしまったものもあった。文書事務に関してはきっちりと処理できている課とそうでない課との差が大きく、各課での文書に対する意識の差が顕在化したものと推測され、指導する立場にある者の奮起が望まれる。又、先月4月24日の電子決裁システム稼働によって文書処理の方法が変わり、今回監査の指摘事項の意味がずれてしまうかもしれないが、システム操作に不慣れな時期であり、決裁や回議途中審査が不十分となりがちなので、(1)の後半と重複する部分もあるが、文書主任をはじめ、回議を受ける者、決裁者が審査を行い、適正な文書が作成されるよう適切に指導され、電子決裁システム上の処理に慣れて、一刻も早く適切な文書処理を実現されたい。

(3) 現金の管理について 【みどり課】

大阪府から委託販売を受託している「いこいこマップ」に係る現金の取扱いについて、物品の在庫は帳簿で管理し、売上代金は課内の金庫で保管しているとしているが、盗難・紛失の事故を防ぐため、歳計外現金として金融機関で保管されたい。

(4) 例規の整備について 【市営住宅管理課】

市営住宅の家賃等の算定方法は、市の例規に規定ではなく、公営住宅法施行令の規定に基づき行われているが、市の施設の使用料であることから市の例規に根拠を求められたい。又駐車場の使用許可の際、行政手続条例の主旨に反した条件を付しているもの、都市公園内施設の利活用実態など、実務とその根拠となる例規について乖離が見られることから、適正な形とするべく再確認の上、善処されたい。

(5) 財産管理について 【資産経営課、市営住宅管理課、道路課】

市有財産の適正な活用と保管については、以前から意見を発している課題である。これまで資産経営課、財産管理課、原課とそれぞれ役割が分かれており、1つの事象について責任の所在が不明確であったが、令和5年度から都市経営部の資産経営課に統合された。今回の定期監査においては、過去に従来の担当課に対して指摘していた事項の進捗状況をお聞きしたが、普通財産の管理について、まだ十分に成果があがっているとはいえない状況である。広義の財産管理については、備品の管理や法定外公共物の管理も含まれ、これらを一朝一夕に改善することは難しいと思うが、改善に向かって、一歩ずつでも前進するよう進めていただきたい。

(6) 複数の課等に所管の跨る事象について 【市営住宅管理課等】

近年、複数の課等に所管が跨る事象が増加しているが、今回の定期監査においても、もりねき住宅の住宅管理業務におけるNPOほうじょうとコーミンの役割分担、浴場利用補助事業における人権室と市営住宅管理課の役割分担において分担する事務の切り分けが曖昧になっているので、それぞれの役割を整理されたい。

7. 監査委員意見

今回の定期監査は、旧都市整備部の所管する令和4年度の事務を対象としたため、令和5年4月1日の機構改革以降の事務については対象外となった。これについては次回の定期監査において、当該時点での状況における監査を実施する予定である。

旧都市整備部の特徴としては、市有財産の新設と維持管理に関する委託事業や工事を請け負わせる事業が多く、今回の定期監査においては前例踏襲的にパターン化する傾向が見受けられた。優れたパターンであれば、事務の効果・効率の向上が見込まれるのであるが、そうでなければ不適當な状況が継続する。今回の定期監査において、大きく不適當な事例はなかったが、いくつもの再確認及び再検討を求める事例があった。

職員の立場では、これまで問題が生じなかったことを背景に「適正」という認識を持っていても、市民の視点では疑義がもたれる事例がある。これを解決するには職員一人ひとりが日常的にどうすれば事務を改善できるか、その事務を庁内にどうやって波及させ、定着させるかという積極的な姿勢を持つことが必要である。そのためには、先ず管理職がそれらを率先して行動で示し、組織としてそれぞれが所管する事務を執行して頂きたい。

前回の市民生活部の監査で指摘した、市が抱えるリスクの顕在化の未然防止や、市の組織の相互連携のための「内部統制」を検討した様子は、あまり感じられず残念であった。内部統制に限ったものではないが、地方自治法第199条第14項の措置状況の報告については、監査を受けた機関が措置を講じた際は、その旨を監査委員に報告することを定めた規定であり、監査委員が監査を実施した機関に課した義務ではない。監査の結果に係る部署は、自主的に是正等の措置を講じ、監査委員に報告することが望まれる。